環境庁告示第10号

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2 (規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。) 及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「公共用水域告示」という。) 付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格K0102の65.2 (規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合 (規格K0102の65.0 備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
РСВ	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化 ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	シス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜 硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格K0102の34.1 (規格K0102の34の備考1を除く。) 若しくは34.4 (中略) に定める方法 又は規格K0102の34.1.1c) (注(2)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。) に定める 方法 (中略) 及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

備者

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じた ものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする